

平成 21 年 9 月作成

# 船舶設備関係法令及び規則

## 【資格更新研修用テキスト（強電用）】

## 目次

I	船舶設備規程（関連抜粋）	1
(1)	電気設備	1
第1章	総則（第170条～180条）	1
第2章	発電及び変電設備	27
第1節	通則（第183条～184条）	27
第2節	発電機（第185条～201条）	37
第3節	蓄電池（第202条～204条）	51
第4節	変圧器（第205条～210条）	56
第3章	配電設備	60
第1節	配電盤（第211条～225条）	60
第2節	配電器具（第226条～234条）	68
第4章	電路	71
第1節	電線（第235条～238条）	71
第2節	配電工事（第239条～262条）	74
第3節	接地（第263条～266条）	93
第5章	電気利用設備	96
第1節	照明設備（第267条～273条の3）	96
第2節	動力設備（第274条～289条）	101
第3節	電熱設備（第290条～294条）	112
第4節	通信及び信号設備（第295条～298条）	114
第6章	非常電源等（第299条～302条の2）	115
第7章	引火性液体を運送する船舶の電気設備（第302条の3～302条の10）	135
第8章	ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶の電気設備 （第302条の11～302条の13）	144
(2)	脱出設備、操舵設備、航海用具 （第122条の5～146条の49）	147
(3)	無線電信等の施設（第311条の22）	206
II	危険物船舶運送及び貯蔵規則（関連抜粋）	212
III	船舶救命設備規則（関連抜粋）	220
IV	船舶消防設備規則（関連抜粋）	237
V	船舶自動化設備特殊規則	252
第1章	総則（第1条～2条）	252
第2章	機関（第3条～4条の4）	252
第3章	設備（第5条～11条）	255
VI	漁船特殊規程（関連抜粋）	263
第1章	総則（第1条）	263
第3章	設備	263

第1節	救命設備（第51条の4～第51条の4の4）	263
第3節	その他の設備（第66条～69条の5）	263
VII	小型船舶安全規則（関連抜粋）	270
(1)	総則（第1条～4条）	270
(2)	電気設備	275
第1節	通則（第85条～89条）	275
第2節	蓄電池（第90条～91条）	278
第3節	配電盤（第92条～93条）	280
第4節	電路（第94条～97条）	281
第5節	電気利用設備（第98条～99条）	283
(3)	航海用具（第82条～84条の6）	283
(4)	救命設備（第58条～63条）	296
(5)	特殊小型船舶に関する特則（第106条、第113条～114条）	297
VIII	小型漁船安全規則（関連抜粋）	298
(1)	総則（第1条～3条）	298
(2)	電気設備（第43条）	299
(3)	航海用具（第39条～42条）	302
(4)	救命設備（第25条～第26条の3）	306
IX	電気設備の検査	308
(1)	検査の種類（船舶安全法第5条、同施行規則第17条～19条の2）	308
〔A〕	定期検査	308
〔B〕	中間検査	308
〔C〕	臨時検査	309
〔D〕	臨時航行検査	309
〔E〕	予備検査	310
(2)	用語の意義	310
〔A〕	旅客船	310
〔B〕	国際航海	310
〔C〕	特殊船	310
〔D〕	小型兼用船	310
〔E〕	小型船舶	310
〔F〕	小型漁船	311
〔G〕	航行区域	311
〔H〕	従業制限	311
(3)	検査の準備	311
〔A〕	定期検査の準備	312
〔B〕	第1種中間検査の準備	312
〔C〕	第2種中間検査の準備	312
〔D〕	予備検査の準備	312
(4)	船舶検査の方法（国土交通省、電気設備関係抜粋）	312

B編	一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査	312
第1章	第1回定期検査等	312
第2章	定期的検査等	320
C編	小型船舶等及びこれに備える物件の検査	324
第1章	第1回定期検査等	324
第2章	定期的検査等	325
S編	検査の特例（電気装工事関係）	325
(5)	検査の実施方法に関する細則	
	（日本小型船舶検査機構、電気設備関係抜粋）	327
	〈第2編 小型船舶の検査の実施方法に関する細則〉	327
	2-1 第1回定期検査（製造検査を含む。）	327
	2-2 定期的検査	328
	2-5 検査の特例	329
	〈第5編 小型漁船の検査の実施方法に関する細則〉	330
	第2章 船舶検査の実施方法	330
X	索引	332